

原油価格・物価高騰等により影響を受けた林業者の ための借換資金への信用保証について

原油価格・物価高騰等による影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的として債務の償還負担を軽減するために借換えを行う場合には、保証料免除で当信用基金の信用保証を利用できます。この保証の利用は、全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成を申請し、最長5年間の利子助成を受けることが条件となります。（当該保証料免除と利子助成は、セットメニューです。）

ご利用対象者	<p>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響により、以下の①、②のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方</p> <p>①最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる。</p> <p>②原油価格・物価高騰等により、製品の製造若しくは加工に係る売上原価又は役務の提供に係る役務原価のうち15%以上を占める資材等（原材料、燃料等の製品等に必要なものをいう。）の仕入価格が15%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合を上回っている。</p> <p>※林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業者等又は都道府県が選定した育成経営体であって、林業に係る所得（売上高）が過半を占めている必要があります。</p>
保証限度額	<p>3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額</p> <p>※借換対象となる資金には条件があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。</p>
資金用途	<p>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に対応するために、林業経営の維持安定を目的とした既往債務の借換に必要な資金</p>
保証期間	<p>運転資金10年以内（設備資金を借り換える場合は15年以内としますが、運転資金として取り扱います。）</p>
保証割合	<p>80%保証</p>
返済方法	<p>分割返済（返済据置期間2年以内）</p>
保証料の特例	<p>最大で5年間「保証料免除」となります。</p>
貸付利率	<p>金融機関所定の利率（既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下）</p> <p>※林業施設整備等利子助成を利用することで、最長5年間実質無利子化となります。</p>
貸付方式	<p>手形貸付／証書貸付</p>
保証人	<p>実質無保証人（同一経営の範囲内の保証人のみ徴求）</p>
担保	<p>実質無担保（融資対象物件担保のみ徴求）</p>
出資金	<p>保証額に対して出資金が必要。（完済後、ご請求により出資金を返戻します。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。 ・当基金への保証申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請が必要です。（URL:http://www.Zenmokukyo.jp/） ・本事業の受付期間は、令和6年3月31日まで。（予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。）
申込窓口	<p>お取引先の金融機関へ直接お申込みください。</p>
相談窓口	<p>独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証管理部 〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMOR タワー 28階 電話 03-3434-7825 URL : https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は ※利子助成については、全国木材協同組合連合会（03-3580-3215）までお問い合わせください。</p>



※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。